

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく
民間競争入札に係る落札者の決定について

平成 26 年 3 月 14 日
独立行政法人日本原子力研究開発
高崎量子応用研究所 管理部

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき「イオン照射研究施設等利用管理支援業務請負」及び「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務請負」について民間競争入札を実施し、以下のとおり落札者を決定しました。

＜イオン照射研究施設等利用管理支援業務請負＞

1. 落札者の名称

一般財団法人放射線利用振興協会

2. 落札金額（税抜）

112,820,400 円

※業務期間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）3 年分の総額

3. 総合評価点

102.75 点

4. 落札者決定の経緯及び理由

実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者（2 者）から平成 26 年 1 月 27 日までに提出された提案書依頼書について、本件に係る技術審査会において審査を行った結果、要求項目を全て満たしていた。

入札価格は、平成 26 年 2 月 12 日に開札し、予定価格の範囲内のものについて総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い上記の者を落札者と決定した。

5. 落札者における業務の具体的な実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う業務は、イオン照射研究施設等利用管理支援業務請負契約仕様書で要求しているとおり、当機構の高崎量子応用研究所に設置されているイオン照射研究施設利用に関する業務、共通施設・設備等の運転保守管理に関する業務、外部実験者（施設供用、共同・連携・受託研究相手先及び高崎量子応用研究所に常駐しない機構内利用者等）の窓口・受入れ等に関する業務、高崎量子応用研究所研究年報の発行等の研究成果の発表・普及に

関する業務等を適切に実施することとなっています。

実施体制は、総括責任者 1 名（常勤）、作業員 4 名（常勤）を配置することとなっております。

実施方法については、同仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施することとなっています。

また、業務の報告とともに当該業務の品質の更なる向上を実現するため、適宜、機構担当者等と情報共有・意見交換を行うこととなっています。

<電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務>

1. 落札者の名称

一般財団法人放射線利用振興協会

2. 落札金額（税抜）

78,408,000 円

※業務期間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）3 年分の総額

3. 総合評価点

165.00 点

4. 落札者決定の経緯及び理由

実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者（3 者）から平成 26 年 1 月 27 日までに提出された提案書依頼書について、本件に係る技術審査会において審査を行った結果、要求項目を全て満たしていた。

入札価格は、平成 26 年 2 月 12 日に開札し、予定価格の範囲内のものについて総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い上記の者を落札者と決定した。

5. 落札者における業務の具体的な実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う業務は、電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務請負契約仕様書で要求しているとおり、当機構の高崎量子応用研究所に設置されている電子加速器照射施設、コバルト 60 ガンマ線照射施設の運転保守を主な業務とし、各種実験に適合した照射を行うための照射時間等のコントロールと照射装置の操作、実験サンプルの設置支援、照射室等の安全確認・遮蔽扉等の開閉操作を安全に行い、放射線管理区域における保安監視を行うものです。また、実験照射のために正確な照射線量などを確認するなどの技術支援や照射施設全般の管理保守業務等を適切に実施することとなっています。

実施体制は、総括責任者 1 名（常勤）、作業員 3 名（常勤）を配置することとなっております。

ます。

実施方法については、同仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施することとなっています。

また、業務の報告とともに当該業務の品質の更なる向上を実現するため、適宜、機構担当者等と情報共有・意見交換を行うこととなっています。